

理　由　書

本理由書は、幸手都市計画地区計画の変更（宮代町：宮代台地区）の変更についての理由を示したものであります。

I. 幸手都市計画区域における位置等

幸手都市計画区域は、都心から約40～50km圏、埼玉県の北東部に位置しています。また、幸手都市計画区域に含まれる土地の区域は、幸手市、杉戸町及び宮代町の行政区域の全域です。

【宮代町：宮代台地区】

本地区は、東武伊勢崎線和戸駅から北西へ約500mに位置しており、民間開発により基盤整備がなされ、一戸建て住宅を主体とした、良好な低層住宅地区域です。

II. 変更の理由

幸手都市計画道路3・5・61国納橋通り線の立体交差の副道の拡幅に伴い、地区計画区域境界を拡幅後の道路境界へと変更するものです。

III. 変更の内容

【宮代町：宮代台地区】

幸手都市計画道路3・5・61国納橋通り線の立体交差の副道幅員を拡幅するのに伴い、下表のとおり地区計画の区域を変更します。

	新	旧
面積	約19.6ha	約19.7ha
地区の面積	B地区 約1.6ha	B地区 約1.7ha

IV. 関連する都市計画

地区計画の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。
道路（埼玉県決定）